

平成20年第1回潟上市議会臨時会会議録（1日）

○開 会 平成20年 1月15日 午前10:00

○閉 会 午前10:28

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	肥田野耕二
会計管理者兼会計課長	門間鋼悦	産業建設部長	伊藤賢志
水道局長兼水道課長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市民生活部長	菅生一也	福祉保健部長	丸谷昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	中泉作右衛門	総 務 課 長	鈴木公悦
市長公室長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	山口義光
建 設 課 長	鈴木利美	総務学事課長	櫻庭新悦
幼児教育課長	伊藤清孝	生涯学習課長	瀬下三男
市 民 課 長 兼飯田川総合窓口センター長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
健 康 課 長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎
追分出張所長	鈴木久雄	農業委員会事務局長	田仲茂隆

下水道課長	藤原貞雄	都市整備課長	佐々木博信
国体事務局長	菅原徳志	スポーツ振興課長	根一
生活環境課長	鈴木鋼生	高齢福祉課長	伊藤律子
昭和総合窓口センター長	川上秀佐男	天王総合窓口センター長	三浦喜博
追分地区児童館長	櫻庭久俊		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第1回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成20年1月15日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告（市長）

日程第 5 議案第1号 潟上市立保育所を綾瀬市が保育を実施する児童に使用させる
ことに関する協議について

日程第 6 議案第2号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）につ
いて

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） 新年あけましておめでとうございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回潟上市議会臨時会を開会致します。

○議長（藤原幸作） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番藤原幸雄議員、7番佐藤恵佐雄武議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本臨時会の会期は本日の議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告を行います。4番成田 進議員より、昨年12月25日に議員辞職願いが提出され、12月31日付けをもって議員を辞したいとの届け出があり、同日、地方自治法第126条の規定により議長においてそれを受理し、同日に許可をし、届け出しておりますことを報告します。

これで諸般の報告を終わります。

これまで同僚議員でありました成田さんは、1月7日に急逝されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

ここで、故成田 進さんのご冥福を祈り黙祷を捧げたいと思います。

全員ご起立願います。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（藤原幸作） 黙祷を終わります。

ご着席願います。

【日程第4、市長行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さんおはようございます。そして新年あけましておめでとうございます。どうか今年も宜しく願いを申し上げます。

はじめに、先ほど黙祷を捧げましたが、1月7日に逝去なさいました前市議会議員成田 進様の安らかなるご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本日の提出議案についてであります。灯油価格の高騰によりまして市民生活に大きな影響を与えております。特に高齢者、重度身障者、ひとり親世帯など生活弱者にとりましては経済的にも大変なことでありますから、今冬を安心して生活ができるよう、灯油購入費に助成する潟上市福祉灯油購入費助成事業を実施するため、所要額を潟上市一般会計補正予算（第8号）に計上致しております。

また、潟上市立保育所を神奈川県綾瀬市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についての2議案を提案致しておりますので、ご審議の上、どうか適切なるご決定を賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第5、議案第1号 潟上市立保育所を綾瀬市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、議案第1号、潟上市立保育所を綾瀬市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。山平教育次長。

○教育次長（山平 東） おはようございます。

議案第1号、潟上市立保育所を綾瀬市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について。

潟上市保育所を神奈川県綾瀬市が保育を実施する児童に使用させることについて、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と綾瀬市との間において協議するものとする。

平成20年1月15日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、潟上市立保育所を綾瀬市が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

この件については、母親が里帰り出産するため、3歳の女の子を中央保育所に保育入所申請申し込みを提出しているためでございます。入所申し込み期間は、平成20年3月1日から平成20年4月30日までとなっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより議案第1号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

【日程第6、議案第2号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第6、議案第2号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

当局より提案理由の説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について。

別冊のとおり

平成20年1月15日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書の1ページをお開きください。

議案第2号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第8号）。

平成19年度潟上市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,267万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億7,422万8,000円とするものでございます。

はじめに4ページの歳入でございますが、18款1目繰越金、補正の額5億1,960万7,000円、補正額1,267万3,000円、合計5億3,228万1,000円であります。この歳入は、歳出に充てる財源であります。なお、繰越金の留保財源は544万6,000円の今後の財源となるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費ですが、補正前の額は2億6,412万4,000円、補正額10万円、合計2億6,422万4,000円となるものであります。これは、1月7日にご逝去されました前市会議員成田 進様の新聞の広告料でございます。改めて衷心よりご冥福をお祈り申し上げるものでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費ですが、補正前の額1億3,682万5,000円、補正額1,257万3,000円、合計1億4,939万7,000円となるものであります。これは先ほど市長から申し述べられましたが、灯油価格の高騰により市民生活に大きな影響を与えていることから、高齢者、重度身障者、ひとり親世帯など生活弱者の方々に今冬の灯油購入費に助成をし、生活が安心して暮らせることを願い、潟上市福祉灯油購入費助成事業として実施するものでございます。

この関係予算を計上したものでありますが、それではちょっと節ごとにご説明を致します。

11節需用費の印刷製本費4万1,000円は、窓付封筒、三つ折りはがき等の印刷する補正であります。12節役務費の郵便料18万2,000円は、切手代でございます。申請の依頼や決定通知をするための補正となっております。

20節扶助費は、福祉灯油購入費助成金1,235万円で、助成の対象者は市民税の非課税世帯となっております。世帯数の合計は全部で1,359世帯が対象となっております。この内容についてご説明申し上げます。

高齢者世帯、70歳以上の方々に1世帯1万円で842世帯の合計842万円でございます。

重度障害者世帯、1世帯に1万円で269世帯の合計269万円でございます。

ひとり親世帯、1世帯に5,000円で240世帯の計124万円の補正計上となっております。

以上の補正となっておりますが、いまま少し具体的内容につきましては皆様に配付しております資料に基づいて担当の方から補足して説明があります。宜しくお願ひしたいと思います。

なお、土曜日の新聞等、いろいろ皆様ご承知かと思いますが、県では、この関係については各市町村に補助金を出したいということで、5,000円を限度に基準額が定められたようでございます。さらに国の方からも、この助成の関係については特別交付税の交付金で行われるということでございます。その関係のことをちょっとお知らせしたいと思います。

5,000円の方については、市が1,250円で248世帯、県が2,500円で248世帯、国が1,250円で248世帯の合計で124万円となります。

それから1万円の方につきましては、市が3,750円の1,111世帯、同じく県の方が2,500円で1,111世帯、次に国が3,750円で1,111世帯でございますので、この関係については1,111万円となります。合計しまして1,235万円。市の持ち出しの予定が、この関係で計算すると447万6,250円が相当する見込みとなっております。繰越金を出していますが、今後については、この関係の財源が決まり次第、歳入に盛り込まれる予定でございます。

以上です。

- 議長（藤原幸作） 次に、担当課長に詳細についての説明を求めます。児玉社会福祉課長。
- 社会福祉課長（児玉俊幸） それでは、潟上市福祉灯油購入費助成金事業についてご説明を致します。

目的につきましては、先ほど市長および総務部長が申し上げたとおりでございますので省略をさせていただきたいと思います。

次に、対象者となる世帯について申し上げます。

平成20年1月1日現在、これ基準日になりますけれども、潟上市に居住し、次に該当する世帯で、かつ世帯全員の平成19年度の市民税が非課税である世帯ということでございます。

今回につきましては、生活保護世帯については除きます。生活保護世帯につきましては、冬季加算が11月から3月の5か月間支給されます。これは冬季間の燃料代等、必要物資に係る費用として支給されるものでございます。例えば1世帯月額、1世帯の場合ですけれども月額1万8,870円、5か月間で9万4,350円。2人世帯につきましては、5か月間で12万2,200円。3人世帯につきましては、5か月間で14万5,800円。4人世帯につきましては、5か月間で16万5,350円という形で支給されますので、今回の灯油購入

費助成金事業からは対象外と致しました。

また、施設入所者、長期入所者で基準日以降1か月以上不在の世帯も除くことと致しました。

要件につきましては、高齢者世帯、基準日において満70歳以上のみで構成される世帯ということでございまして、満70歳以上の方につきましては昭和13年1月2日以前に生まれた方ということでございます。対象の予定世帯ですけれども、842世帯ということでございます。

次に、重度障害者世帯につきましては、身体障害者手帳を持っている方で1級・2級の方でございます。それから療育手帳A判定の方、それから精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方のいる世帯ということでございまして、対象予定世帯が269世帯ということでございます。

それから次に、ひとり親世帯、これは母子および寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、18歳未満の児童を扶養している世帯およびこれに準ずる父子家庭等の世帯ということでございます。これにつきましては、対象予定者が248世帯ということでございます。

以上の要件で事実上、他の世帯と同居をしている方で市民税課税世帯は除きます。例えば1つの家に2世帯以上の家族が同居していて、生計を一つにしている場合にあつて、市民税が課税されている場合は対象とならないというものでございます。

次に、助成金の額でございますけれども、高齢者世帯および重度障害者世帯1世帯当たり1万円を助成します。それから、ひとり親世帯1世帯当たり5,000円を助成致します。

助成額1万円にした根拠でございますけれども、これは内閣府で公表している平成19年12月10日付けの今週の指標で、ガソリン・灯油価格の上昇が地域の消費に与える影響を参考に致しました。指標によりますと、東北管内の12月から2月の灯油値上げによる負担額は、昨年暖冬では4,698円、一昨年の厳冬では9,034円が影響額となっております。試算では、11月、12月、3月を暖冬計算致しました。1月を暖冬と厳冬と考慮致しました計算にしました。それから2月は厳冬計算により試算しますと、影響額が9,998円になります。これにより、助成額を1万円に決定したものでございます。

それから、高齢者世帯と重度障害者世帯は日中自宅にいる機会が多いことから1万円を助成するというにしました。しかし、ひとり親世帯は日中仕事等で自宅を空ける

機会が多いので、半額の5,000円という形に決定を致しました。

それから助成金につきましては、申請を受付てから内容を審査し、交付・不交付の内容を申請者に通知したいと考えております。

助成金申請の受付でございますけれども、本日議会が終わりました、それから明日、あさってあたりをかけて対象と思われる方に通知をしたいと考えております。それに伴いまして、来週の1月21日月曜日から2月29日までの期間を受付期間としたいと考えております。受付時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分という形にしております。受付場所は、潟上市役所の昭和庁舎福祉事務所、それから天王庁舎総合窓口センター、飯田川庁舎総合窓口センター、追分出張所を予定しております。お問い合わせ先につきましては、福祉事務所内の社会福祉課、高齢福祉課で内容等についてはお問い合わせをしていただければということで考えております。この内容につきましては、2月1日の広報に掲載をして周知を図っていきたいと考えておりますので、どうか宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） これ以て説明を終わります。

これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 高齢者世帯とか重度障害者世帯、ひとり親世帯に対して灯油の助成をするということは、非常に潟上市としても喜ばしいことで歓迎するわけなんですけれども、ひとつ先ほど説明ありましたけれども生活保護世帯については対象としないことになっておりますね。これは国の方でも生活保護世帯を福祉灯油の補助対象にしてもいいという連絡が来ているはずなんですよ。そして県の生活環境文化部の資料でも、10月から3月までの間は値上がりによる家計への影響というのは平均で2万2,970円増ということになっているようです、配達の関係では、配達の場合ですね。

それで先ほど説明受けましたけれども、生活保護を受けている方は冬季加算ということで、潟上市は3級の2級地ということでその額がありますけれども、しかし生活保護世帯というのは最低限度の基準でもって保護費を支給しているわけで、灯油の値上がりによって生活最低の基準が下がるわけですね。ですから、私はこの灯油の値上がりで対象にならないとすれば、生活基準から下がるわけですから、それはやはり補てんすべきではないかと思うわけです。そういう点で、なぜ生活保護世帯を外したのかというところをもう少し詳しくご説明願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 児玉社会福祉課長。

○社会福祉課長（児玉俊幸） 藤原典男議員にお答えを致します。

生活保護世帯につきましては先ほど申し上げたとおり、ひとりの世帯でも9万4,350円が支給、生活保護費に加算されて支給されるということがあります。4人世帯ですと16万5,350円支給されます。これは冬季間の灯油等にかかわるものということでございますので、それを考えたときに、やはり今回の灯油の価格を考えたときに、魁の新聞にも載っておりましたけれども、大半のところは生活保護世帯、やはり先ほど申し上げたとおりのようなことで見送るということがあると思います。それが額が少なくて灯油が焚けないというような状況であれば、それは考えなきゃならないと思いますけれども、やはり先ほど言いましたような金額が灯油として支給されると、生活保護の分に加算されて支給されるということを考えてときに、やはりこの金額を見たときに、それにまた加算するのかということがすごくあると思いますので、そういう意味で今回はその分については加算をしないという決定をしたものでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 国の方でも生活保護世帯を対象にしてもいいということでまず連絡あるということと、それから冬季加算、生活保護費と一緒に付いてますけれども、やはり生活保護世帯の方が灯油代高くなったということでその分を差し引かれると生活基準から下がるわけですね。その分をやはり補てんすべきじゃないか。そういう点では外した根拠というのが、理由というのが私ちょっと今説明受けましたけれどもよくわからないので、できれば市長からひとつお願い致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 11番にお答えします。

今、生活保護者を除いたという理論的には児玉課長が申し上げたとおりであります。市民感情からいきますと、生活保護世帯を入れますと二重支給になるという可能性が出てくると。これでは、ほかの市民感情としていかがですか、こういう私が判断して、生活困窮者は理論上が正しいと思って今回は外した次第でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 後で各市町村のいろいろな動きを見ながらですね、もし追加できるようであれば検討していただきたいということで、私のお話を終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

これにて、平成20年第1回潟上市議会臨時会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

午前10時28分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 藤 原 幸 雄

〃 署名議員 佐 藤 恵佐雄